

令和3年度武蔵野市男女平等推進審議会評価（令和2年度実績分）

抜粋：令和3年度武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書（P44～P53）

凡例

【武蔵野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

※施策のうち、(★)は重点施策

第四次男女平等推進計画の推進状況について(総評)

- ・市ではこれまで、「武蔵野市男女平等推進に関する条例」に基づき設置された男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきた。
- ・今回、第四次男女平等推進計画に関して各課より提出された令和2年度事業推進状況報告書に加え、所管課長へのヒアリングに基づいて、審議会としての評価を行った。
- ・コロナ禍で新たな課題が生じる中、工夫をして施策に取り組む姿勢は評価できる。オンラインを活用した事業については再生回数など数値で実績を把握する手段も今後検討されたい。
- ・今後も、「男女平等社会の実現に向けた施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業者等と協働して取り組む」とする計画の考え方を大切に、引き続き取り組みを進めることを期待する。

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-1	男女平等の意識づくり	○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○

男女平等推進審議会の講評	
<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野地域自由大学正規科目としてジェンダーに関する講座を実施したほか、男女平等推進センターで男女平等推進センター企画運営委員会等から広く意見を求めて講座等を実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。 ・男女共同参画週間事業は、男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、記念講演会や映画上映会、団体公募企画など一連の企画を男女共同参画フォーラムとして実施した。関係団体や市民と協働するという理念を大切に今後も取組を進められたい。 ・映画は先進諸国の女性の地位向上に関して国際的理解を深めるものであった。男女平等について気づきや学びを得るといった観点から様々な国に着目されたい。 ・女性に関する暴力をなくす運動に合わせ、図書館3館で特設展示を行った。 ・男女平等推進情報誌まなこを2回発行した。コロナ禍の影響により発行回数は例年より1回少なかったが、コロナ禍の家族関係についての特集を組むなど時宜を得た内容とした。市民会館文化祭や各種パネル展示実施の機会に合わせて、まなこを紹介するパネルを展示し認知度向上に努めた。 ・全般的にウェブを活用した事業が増えている。再生回数やフォロワー数などが分かる点が良いので今後の課題とされたい。 	

		評価
基本施策1-2	男女平等教育の推進	○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の推進については、特別の教科道徳の時間を使い、小学校第6学年で、異性について理解し、互いに信頼し学び合い友情を深める内容の授業を行った。中学校第1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築する態度を育む授業を行った。 ・人権教育の充実を図る研修の実施については、人権教育プログラムを活用して校内研修を全校で実施した。市人権教育推進委員会において人権課題に関する授業実践を行った。男女平等の前提となる人権を尊重する態度に資する授業を全校で行った。 ・生活指導・進路指導・キャリア教育の推進については、自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動する心を育てるとともに、6月の就職差別解消推進月間には男女平等も含めて教職員の啓発を図った。 ・発達段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。東京都教育委員会の「性教育の手引き」の内容を周知し、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくとともに、一層充実した内容とする点も検討されたい。 	

		評価
基本施策1-3	性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	○
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)性の多様性に関する理解の促進

- ・性の多様性に関する映画上映や、LGBT 啓発パネル展を実施し、理解促進を図った。
- ・性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言「レインボームサノシ宣言」のパネルを掲示したほか、図書館や男女平等推進センターにおいて性の多様性に関する図書展示を行ない啓発を図った。なお図書展示は、性の多様性に関する映画上映会に合わせて行うことで啓発効果を高めることを狙い、人権週間ではない時期に行った。
- ・性の多様性理解のための職員研修を行ない理解促進を図ったほか、研修参加者に啓発バッジを配布するなどの取り組みを行った。

施策(2)性的マイノリティ等への支援

- ・スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し性的マイノリティを含め広く個別的支援を行った。今後、学校において性別に関する校則や慣習を見直すことや、授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた検討をされたい。用語については、WHO、国、東京都の動向にも留意しつつ市として統一した用法がまとめられると良いので検討されたい。
- ・性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」は電話相談に加えて面談による相談を開始し、充実を図った。ツイッターによる周知の工夫は評価できる。

・パートナーシップ制度の導入について男女平等推進審議会に諮問をした。10 回にわたる審議、中間報告書作成、パブリックコメント募集、コミュニティセンターの住民説明会を 14 回実施するなど、丁寧な過程を経て報告書がまとめられた。男女平等の推進に関する条例を改正してパートナーシップ制度を位置付けるべきとの内容であった。

基本目標Ⅱ

生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

- ・子ども政策課や男女平等推進センター、産業振興課はワーク・ライフ・バランスに関する講演会の動画配信を行った。人事課は夏季休暇前と10月に部署ごとの年休取得状況を管理職に通知し職員の積極的な有休取得を促した。
- ・男女平等推進センターでは「まなこ」109号の「中学生のための放課後カフェをつくりたい」で男性の地域参加について取り上げ、意識啓発を行った。また110号では「今までの男と女にまつわる「べき」から脱しよう」の記事で自分らしい生き方についての意識啓発を行った。

施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

- ・コロナ禍で、男性の子育てを支援する講座は中止したが地域の子育て拠点などに

男性の参加があった。健康課では初妊婦とパートナーが参加するこのとり学級を実施した。今後も男女平等の視点を大切にしたい内容とされたい。

- ・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小して実施した。
- ・男女平等推進センターでは講座「夫婦で家事シェア」を実施し男性の家事参加への理解促進を図った。
- ・地域支援課で実施したお父さんお帰りがなさいパーティー、お父さんお帰りがなさいサロンについて、女性にも配慮して名称を「皆さん」とすることや、参加者を地域活動につなげる工夫などを検討されたい。高齢者支援課では男性向け料理教室を中止し、レシピ動画をホームページに掲載した。児童青少年課ではむさしのジャンボリーを中止し、ジャンボリーの魅力を伝える動画を作成し配信した。障害学習スポーツ課では大人のための生涯学習ガイドにより情報提供を行った。
- ・生涯学習スポーツ課では校長会等を通して男性 PTA 会員の PTA 活動参加を呼び掛けた。

- ・産業振興課では育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報掲載を行った。

施策(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

- ・男性の育休取得率は60%以上が目標のところ、令和2年度は63.6%で達成できた。男性の育児休業取得促進については、人事課で「出産子育てハンドブック」を活用した制度の案内を行ったほか、介護休暇制度を一覧にまとめ周知を行った。
- ・超過勤務は多い状況が続いており、人事課で特定事業主行動計画推進委員会専門部会を開催し、超過勤務削減に係る取り組みについて、これまでの成果と課題の整理、改善策や代替案等について検討した。抜本的な業務量の見直しや、部署や時期による超過勤務の不均衡解消にも取り組まれたい。
- ・働き方の見直し促進について、育児休業取得者懇談会の実施や、時差勤務の通年施行などを行った。交代制在宅勤務後に課題やニーズを把握するための職員アンケートを実施し、在宅勤務の方向性について関係課と協議・共有した。配偶者同行休業は配偶者の外国での勤務等に同行する場合の制度だが、国内の同行の場合でも利用可とすることも制度拡充の方策の一つとして検討されたい。

		評価
基本施策2-2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・管財課では工事請負契約の入札において男女平等の推進の項目に入れる総合評価方式の検討委員会を立ち上げ制度の見直しを図った。
- ・産業振興課では、ワーク・ライフ・バランス啓発の講演会「60歳からのワーク&ライフ充実術」を動画配信したほか、男女平等推進センターでは「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」をしごと応援テラスと共催で実施した。

		評価
基本施策2-3	子育て及び介護支援の充実	○
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	○
施策(2)	介護支援施策の充実	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)子育て支援施策の充実

・子ども政策課では、新たな子育て支援拠点事業の検討を行い、子育て世代包括支援センターの設置に向けて健康課、0123 施設との連携体制を構築した。また、各保育園で子育て支援イベントを実施し、栄養士や保健担当が参加者からの相談にも応じた。子育てひろばに関わる団体等とのネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を行った。なお講座や研修はコロナ禍の影響により一部中止とした。ファミリー・サポートセンター事業はサポート会員養成講座を前期は中止、後期は実施した。ファミリー会員もサポート会員も増えている。

・子ども育成課では、病児病後児保育室を例年通り運営したが利用者はコロナ禍の影響で減少した。認可保育所2園を開設し、待機児童数ゼロを継続できた。年度途中の入所などに対応するには常時一定の空きがあることが望ましいが園の経営面とのバランスも考慮する必要がある。

・児童青少年課では、子どもクラブの増築や増設などの整備を行った。

・子ども家庭支援センターでは、産前産後ヘルパー事業を実施し家事援助などを行った。利用期間を産後90日間から産後6か月に拡充するよう、令和3年度に向けて取り組んだことは評価できる。今後、サポート会員養成講座の内容の充実に期待する。

・障害者福祉課では、肢体不自由児対象の「放課後デイサービスパレット」、児童発達支援センターみどりの子ども館相談部ハビット分室「ハビットサテライト」を開設した。

施策(2)介護支援施策の充実

・地域支援課では地域包括ケア人材育成センターで人材確保・養成を推進した。障害者福祉課では障害者事業所等の職員向けに精神保健福祉研修、精神障害者ホームヘルパー等支援者研修を実施した。

・地域支援課で、在宅医療・介護支援マップを作成した。高齢者支援課は「訪問看護と介護の連携強化事業」のあり方を検討し、事業継続を決定した。在宅介護者がコロナに感染し、介護者不在となった場合にはレスキューヘルパーにより対応を行った。ヤングケアラーについて、まず実態を把握し支援策につなげられたい。障害者福祉課では在宅医療・介護連携推進協議会等で関係機関との連携を促進した。

・高齢者支援課ではサービス相談調整専門員が在宅介護・地域包括支援センター等と連携して相談対応を行った。

・高齢者支援課で認知症サポーター養成講座を実施したほか、障害者福祉課では日中サービス支援型グループホームを開所した。

・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小して実施した。

		評価
基本施策2-4	あらゆる分野における女性の活躍の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進

・市役所内の審議会等における女性委員割合の向上について、庁内推進会議で参画促進を依頼するとともに、各課あて事務連絡により啓発を図った。
 ・女性管理職は10%で大きく変化はない。人事課では育休中の職員にも昇任試験の受験機会を提供するため、個別に案内を行った。女性管理職の比率が少ない問題は超過勤務時間が多いことと関連があると考えられる。超過勤務縮減の取組など引き続き努力されたい。

・女性の校長・副校長の割合は38.9%である。

施策(2)女性の再就職支援・起業支援

・産業振興課では東京しごとセンターとの共催による託児付の再就職パソコンセミナーや、ハローワーク、三鷹市との共催による託児付就職セミナー、面接会を実施した。また、男女平等推進センターでは、女性のための再就職講座等を行ったほか、都しごとセンターの再就職講座などのチラシを配架した。

・「地域包括ケア人材育成センター」では、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報の提供を行った。

施策(3)女性の地域活動への参画促進

・地域支援課では、コロナ禍により地域ファシリテーター養成講座を中止した。
 ・防災課では、コロナ禍のため子どもを持つ女性向けの講座が実施できなかったが、女性向けの防災冊子「東京くらし防災」を配布し啓発を進めた。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)	○
施策(2)	相談事業の充実(★)	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)暴力の未然防止と早期発見

・子ども家庭支援センターでは関係課と連絡を取り配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。DVの相談は398件。昨年より増えた。特別定額給付金支給のために相談記録が必要とされた人達がいたこと、また同一の人が何回も相談を受けたことが原因。こんにちは赤ちゃん訪問で訪問する機会に配偶者等からの暴力にも気づけると良い。

・デートDV公開講座を成蹊大学と共催し、市民活動団体と協働で実施したほか啓発カードを大学に配布した。「女性に対する暴力をなくす運動」期間には市民会館、市役所、武蔵野プレイスでのパネル展示を行ったほか、各図書館での関連図書展示、啓発講座などを行った。まなこ110号で女性の相談に携わる相談員の記事を掲載し、相談窓口の情報提供も行った。

施策(2)相談事業の充実

・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施した。相談カー

ドをより見やすいものに更新したほか、市役所内の電光掲示板で相談窓口の広報を実施した。男性相談については東京ウィメンズプラザの案内を行った。子ども家庭支援センターのひとり親家庭相談担当と男女平等推進センター女性総合相談担当が情報共有、連携強化を図っている。また、庁内連絡会議を開催して情報を共有し、関係課と相談・連携し支援を行った。外国人相談者の支援は、貸出翻訳機を利用したり、武蔵野市国際交流協会(MIA)に通訳を依頼して行った。

施策(3)安全の確保

・子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、13世帯17人の緊急一時保護を行った。住民情報系システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行うとともに、庁内連絡会議において課題の整理と情報共有を行った。加害者向けの啓発や教育について、今後の課題とされたい。

施策(4)自立支援

・子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、一貫した支援を行うとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関と連携して受診や入退院の支援を行った。また関係機関と連携し、子どもに対する心理的なケアを行った。

施策(5)推進体制の整備

・子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議を開催して課題の整理と情報共有を行うとともに、各課と連携してマニュアルの改訂を行った。東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会などはコロナ禍の影響により実施できなかったが、書面開催など工夫して情報交換や連携を図った。男女平等推進センターでは緊急性のある事案に関して子ども家庭支援センターと連携・情報共有を図った。東京都が主催した人権課題研修に職員を参加させたほか、子ども家庭支援センターの相談員が東京都等が実施する研修に参加した。男女平等推進センターで女性総合相談、女性法律相談を実施したほか、子ども家庭支援センターでは暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護を行う等、安全確保に努めた。

		評価
基本施策3-2	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○

男女平等推進審議会の講評

・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせセクシュアル・ハラスメントに関する図書の展示を実施したほか、啓発講座を実施した。また、女性総合相談や女性法律相談を実施した。
・子ども家庭支援センターでは、警察と連携して被害者支援を行った。

		評価
基本施策3-3	特に困難な状況にある人への支援	○
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	○
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ひとり親家庭等への支援

・子ども家庭支援センターでは、第五次子どもプラン武蔵野の策定に合わせて見直しを行ない、ひとり親家庭の自立促進計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。
・児童手当等の各種手当、助成、各種福祉資金の貸付を行い経済的な支援を行った。また、就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行い、総合的に自立支援を行った。
・コロナ禍の影響により事業開始は遅れたが、家庭訪問による学習・生活支援を行

った。さらに、就職活動や資格取得を希望する方に自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。

施策(2)高齢者・障害者の方への支援

- ・高齢者支援課では見守り・孤立支援ネットワーク会議をコロナ禍のため書面開催した。障害者福祉課もこの会議に参加し情報交換、共有を図った。
- ・高齢者支援課では高齢者虐待防止研修会(居宅介護事業者対象)を実施したほか、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議をコロナ禍のため書面開催した。
- ・消費者被害防止に関して、消費生活センターで1000件以上の電話相談を受けた。また市内の施設等での出前講座、リーフレットの配布を行った。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは、コロナ禍のため中止した。むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報にコラム「消費生活センター相談の窓口から」を掲載し、啓発を図った。高齢者支援課、消費生活センター、安全対策課、警察署の情報交換会を実施した。障害者福祉課は広報誌「つながり」で消費者被害の相談窓口を案内した。安全対策課は特殊詐欺対策として自動通話録音機を300台購入し、市民へ無償貸し出しを行った。
- ・障害者福祉課では、小学校3校、関連施設職員、民間事業者を対象に心のバリアフリー啓発事業を実施した。

		評価
基本施策3-4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	○
施策(1)	各種健康診断の充実	◎
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)各種健康診断の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康課で、女性のための3がんセット検診を託児付きで8回、なしで9回実施した。 ・健康課で、コロナ禍の妊娠・出産を応援するため、子ども子育て応援券を通常1万円のところを、令和2年度に限り2万円上乘せして3万円とした。 ・薬物乱用防止について中学生から啓発ポスターと標語を募集し、最優秀作を市報で周知した。 ・骨粗しょう症予防について、コロナ禍により、検診と合わせて予防教室を実施する代わりに、健康講座で骨そしょう症予防を題材とした。 	
施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センターでは、講座「しっかり学んで話そう思春期のカラダとココロ」を開催し啓発を図った。 ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。今後一層充実した内容とすることも検討されたい。 	

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1	計画推進体制の整備・強化	○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	○
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	○
施策(3)	庁内推進体制の整備	○
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	◎
施策(5)	男女平等推進情報誌等の発行と周知	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

・男女平等の推進に関する条例のワークブックを市立小学校第6学年に配布、条例のガイドブックを市立中学校3学年に配布をし、条例の周知及び理解の促進を図った。

施策(2)市民参加による男女平等の推進

・男女平等推進登録団体に活動補助金を交付し、2団体が講座を実施した。男女共同参画フォーラムでは団体紹介のパネル展を実施し市民活動の支援を行った。

・武蔵野市男女平等推進審議会を公募市民を含めて設置し、パートナーシップ制度の導入に関する検討や、第四次男女平等推進計画の令和元年度分の実施状況評価を行った。

・男女平等推進センター企画運営委員会と協働して「男女共同参画フォーラム 2020」を実施した。市民活動団体の支援では、講座の録画、配信などオンライン利用の活動を支援することも大切である。

施策(3)庁内推進体制の整備

・男女平等庁内推進会議、同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。・第四次男女平等推進計画に関する推進状況調査を行い、男女平等推進審議会に報告したほか、HP で公表した。・職員を対象とした性の多様性理解のための

研修や、ハラスメント防止研修を実施した。施策全般に男女平等の視点が反映されるよう引き続き取り組まれない。

施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

・女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談を実施した。にじいろ電話相談については新たに面談での相談を開始した。

・男女平等推進センター企画運営委員会等と連携を図りながら講座等を企画・実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。

・講座参加者に関連情報を提供することにより、まなこサポーター登録につなげた。講座参加者のうち希望者に、定期的にメールマガジンを送付しフォローアップを図った。

施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

・男女平等推進情報誌まなこを市民編集委員との協働で2回発行した。コロナ禍の影響により発行回数は例年より1回少なかったが、コロナ禍の家族関係についての特集を組むなど時宜を得た内容とした。市民会館文化祭や各種パネル展示実施の機会に合わせて、まなこを紹介するパネルを展示し認知度向上に努めた。

		評価
基本施策4-2	男女平等の視点に立った表現の浸透	△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△

男女平等推進審議会の講評

・地域自由大学正規科目としてメディア・リテラシーに関する講座を実施した。メディア・リテラシーに関する市立小・中学校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりを通して、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。市民向けにメディア・リテラシーについての講座を実施し、意識啓発を図った。

・主に市報作成において、各課の原稿が適切であるかを確認しながら発行した。今後表現ガイドラインの作成に向けた工程を明らかにし、着実に取り組まれない。